筑波大学における教育研究費の運営及び管理に関する行動規範

平成19年10月25日 運 営 会 議 決 定 改正 平成26年12月25日 改正 令和 4年12月 1日

本学の教育研究活動は、国からの交付金及び補助金並びに学生からの納付金など様々な 財源により支えられていることから、本学には、社会的責務として、教育研究費を公正に 運営及び管理することが求められている。

教育研究費に関する不正は、本学の教育研究のみならず、我が国の教育及び学術研究に 対する国民の信頼をも揺るがしかねない。

これらを踏まえ、国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針 (平成19年5月学長決定)第2項第5号に基づき、本学の教育研究費の公正な運営及び 管理を目的として、本学の役員、教職員、学生及び教育研究費の運営・管理に関わる者(以 下「構成員」という。)が遵守すべき行動の規範をここに定める。

- 1 構成員は、個人の発意で提案し獲得した競争的研究費、個人の教育研究を目的として 寄附された寄附金を含む教育研究費が、大学が管理すべき公金として扱われることを認 識し、公正かつ有効的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、教育研究費の執行に当たり、関係する法令・通知及び本学の規則等のルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、教育研究費に関する不正が、大学全体、さらには広く教育研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 4 事務職員は、教育研究費の適切な執行を確保するための専門的能力の研鑽に努めるとともに、公正かつ有効的な教育研究遂行の一端を担っていることを認識し、行動しなければならない。
- 5 事務職員は、教員が必要な教育研究を行うことができるよう、教育研究費の運営及び 管理のルールと運用の実態が乖離していないか点検し、不断の見直しを行う。
- 6 構成員は、教育研究費に関する不正が、個人のモラルの低下だけではなく、組織的な 取り組みの不十分さからも起きることを認識し、行動しなければならない。
- 7 構成員は、相互理解を深め、教育研究費に関する不正の防止に努めなければならない。
- 8 大学は、教育研究費の運営及び管理が公正かつ有効的に行えるよう、全ての構成員に

分かりやすいルールを策定するとともに、教育研究費の運営及び管理の公正性及び有効性の確保、並びに実態との乖離防止や業務の改善に努めなければならない。

附記

この規範は、平成19年10月25日から実施する。

附記

この規範は、平成26年12月25日から実施する。

附記

この規範は、令和4年12月1日から実施する。